

## **フィットネスクラブエフパイエー・ながでんスイミングスクール 規約・細則**

第1条（名称）

本規約によって定める各条項は「フィットネスクラブエフパイエー」「ながでんスイミングスクール」（以下本クラブという）に適用されるものとする。

第2条（運営および管理）

本クラブの施設は、長野市東鶴賀町78番地「株式会社ながでんウエルネス」（以下会社という）が所有し、かつ運営、管理にあたります。

第3条（目的）

本クラブは、本規約により本クラブ会員（以下「会員」という）が、会社が経営する本クラブの施設を利用し、会員の心身の健康維持、増進ならびに会員相互の親睦と交流を図ることを目的とします。

第4条（会員制度）

本クラブは会員制とします。

第5条（会員資格条件）

- 会員は、前第3条に記載の本クラブの目的を理解し、本規約・本クラブが別途定めた細則及びその他の運営規則を遵守することに同意する方で、所定の申込書により入会申込を行い、次の各号のすべてに該当し、かつ本クラブが審査の上承認した方とします。

- 会員の推薦もしくは本クラブが審査し、承認を受けた方
- 健康状態に異常がなく、本クラブの諸施設の利用に耐え得ると認められる方
- 本クラブの会員として、ふさわしい品位と社会的信用のある方
- 中学生以上の方
- 刺青等をするなど、会員として会社が不適当と認める事由のない方
- 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員その他の反社会的勢力ではない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- 他のお客様に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方。また、その感染症等の濃厚接触者ではない方、もしくは濃厚接触が疑われない方。
- 過去に当社または他社が運営するスポーツクラブその他同様のサービスにおいて、除名またはこれに類する処分を受けたことがない方。
- 妊娠中の方については、原則として本施設を利用することは認められません。ただし当社が妊娠中の方を対象にしたプログラムを提供するなど、別途当社が認めた場合は、この限りではありません。
- 筋肉の痙攣、意識の喪失などの症状、疾病を有していない方。
- その他前各号に準ずる事由のない方
- その他本クラブが会員として不適当と認める事由のない方

- 本クラブはその自由な裁量により入会申し込みを承認又は承認しないことができ、承認しない場合にその理由を示す必要はないものとします。

- 会員は前第1項の本クラブの承認を得た後は、本クラブの定める会員登録料及び所定の会費（法人会員は入会金）等を本クラブに納入し必要書類をすべて提出しなければなりません。これにより本クラブとの契約が締結され入会手続きは完了し、会員は会員資格を取得したものとします。但し、本クラブの施設利用は、入会申込用紙記載の利用開始日以降となります。

- 入会手続きに関する詳細については、別途定める細則によります。

- 本規約第9条(禁止事項)、第10条(除名処分)その他の本施設利用に関する各規定ならびに諸規則の内容は、会員以外の利用者が本施設を利用した時点で、当該利用者との間でも適用されるものとします。

第6条（会員の種類）

本クラブ会員は次のとおり区分します。

- 個人会員…個人を対象とし、記名式とします。内容は別途案内表に記載します。
- 法人会員…法人を対象とし、利用券式及び記名式とします。内容は別途案内表に記載します。

上記で定めた会員すべてに、前第5条の条件が適用されるものとします。

第7条（会員登録料及び会費等）

- 会員は、施設利用の有無に拘わらず、別途定める細則により会費を会社に納入しなければなりません。納入期日までに、会費等が納入されないときは、会員は本クラブの施設等の利用はできません。
- 会費の期限は、入会日後の本クラブが別途定める利用開始日又は継続日から1ヵ月又は1ヵ年とします。
- 会費の支払は、当社が定める手段のみとします。
- 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った登録料、会費、利用料は、理由の如何を問わず返金されないものとします。また、会員が本クラブを退会し、本クラブに再度入会する場合、会員は、改めて登録料を当社の定めに従い支払うものとします。

第8条（会員資格の譲渡等）

会員資格は本人限りとし、第三者に譲渡、相続することはできません。

第9条（禁止事項）

- お客様は、本クラブの運営について、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。お客様に当該行為があるときは、当社はお客様に対し、当該行為の注意や中止、本施設の設備の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去、退会等を求めることができます。

- 他のお客様または当社スタッフに対して叩く、殴る、蹴る、強く押す、強く掴むその他の暴力を振るうこと。大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為。または施設内で奇声を上げるなどの行為をすること。
- 盗難、盗撮、のぞき、痴漢、露出、唾を吐く、その他法令または公序良俗に反する行為をすること。
- 本施設の備品等を持ち出すこと、本施設の設備等を叩く、殴る、蹴る、落書きするなどにより損壊もしくはその行為をすること、指定場所以外での排世等により本施設を汚損すること。
- 本施設内に刃物、薬品等の危険物を持ち込むこと。
- 本施設内で政治活動、宗教活動を行うこと。
- 本施設において許可なく営業活動、取材活動、勧誘活動、署名活動、ピラ等の配布、張り紙の掲示、撮影等を行うこと。

- 酒気を帯びて本施設へ入館し、または本施設を利用すること。
- 会費、登録料、利用料等その他の未払債務を履行せずに、本施設を利用すること。
- スタジオ、風呂場のカラン及び、予約時に場所を確保するため等の際に物を置いての場所取り、第三者による場所取り、マシンやプールレーン等、許可なく本施設の設備や特定のエリア等を独占すること。またはそれに準ずる行為をすること。
- 他のお客様または当社および当社スタッフに対して暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、睨みつけ、待ち伏せ、尾行、つきまとい、個人的交友の強要その他の迷惑行為や不適切な行動をとること。
- ご利用にあたり、施設又は器具、本人及び他者を傷つける可能性のある履物、服飾品、装飾品の着用や、滑りやすい履物、足を保護できない素材の履物の着用。また、プールでは男女ともに肌の露出の多い水着（布面積が極端に狭いビキニタイプのもの等、ビキニやブーメランタイプ）を着用すること、または水着ではない衣類でプールを利用すること（クラブ実施の着衣泳レッスンは除く）また、当クラブがふさわしくないと判断し指示したにもかかわらずその指示に従わない場合。
- 香りの強い香水の利用や、漬物など強い臭気があるものを持ち込むこと。
- 盲導犬等当社が認めた以外の動物を本施設内に持ち込むこと。
- 本施設内で喫煙（電子タバコを含む）をすること。
- 本クラブの運営について、当社による回答があった後も同じ意見、要望等を繰り返し、当社スタッフに対して長時間または多頻度の面談、電話、連絡等を要求し、または書面の交付等を求めること。
- 会員証を第三者に譲渡し、本人になりすまし施設を利用すること。
- 本クラブの許可を得ずに、施設を利用して他の会員等に指導する行為をすること。
- 利用時間、入館時間を守らず入館する行為及び、利用時間、退館時間を守らず滞在する行為をすること。

- 本クラブの許可を得ずに、本クラブ内で写真または動画を撮影する行為。（館内は原則として撮影禁止です。クラブが許可したイベント等の撮影画像であっても、ご自身以外の方が写った画像をSNS等に投稿することはご遠慮いただいております。）
- レッスン時に必要以上の大きな声を出す行為、指導者の指示を無視した動きをし続ける等、レッスン運営に支障が出る行為をすること。
- 本クラブまたは会社の名誉、信用を故意に毀損し、または、秩序を乱した場合、他の会員に対して著しい迷惑、損害を与えた場合、会員として品位を損なうと認められる非行又は言動のあった場合。

- 第5条（会員資格条件）に反することが判明した場合。
- 体調不良、伝染病への罹患、怪我の未完治その他本施設を利用することが不適当であると当社が判断した場合。感染者などとの濃厚接触が明らかである場合。または、保健所の指示がある場合。
- 当社または他のお客様との紛争が解決しておらず、本施設を利用することが不適当であると当社が判断した場合。また、当社が行う感染症対策に対しその指示を無視する行為。
- お客様に同伴される利用者および来館者の行為について、当社スタッフからは是正の要請、指導を受けたにもかかわらず、協力しない場合。
- お客様の言動に対して、本施設の安全配慮および秩序維持の観点から、当社が是正を求めたにもかかわらず、尚も是正されないと当社が判断した場合。

第10条（除名処分）

- 会社は、会員が次の各号の一つに該当する場合は、何ら催告を要することなく、除名又は会員たる資格を一時停止することができるものとします。この場合、会員は除名の通知日以降及び会員資格の一時停止期間終了までは施設等の利用は一切なし得ないものとします。

- 前第5条各号で定める会員資格条件のいずれかに抵触する事由が生じた場合（入会前にこれらに抵触する事由があったことが判明したときを含む）
- 会費その他の支払いを3ヶ月以上滞納した場合。尚、これにより会費、登録料、利用料等その他の債務の支払い義務が免除されるものではありません。
- 本クラブの施設を故意に毀損した場合。
- 本クラブ又は会社の名誉・信用を毀損し又は秩序を乱した場合。
- 他の会員に対して、著しい迷惑・損害を与えた場合。
- 会員に前条第1項第(1)号から第(5)号までのいずれかの行為があったとき。
- 会員に前条第1項第(6)号～第(26)号のいずれかの行為に該当する場合があり、当社がその是正を求めても是正がないとき。

- 除名処分は、当社の会員に対する口頭または書面による通知によって行うものとし、口頭で行ったときは後日これを確認する書面を送付するものとします。
- 除名処分の効力は、前項の通知が会員に到達した時点で生ずるものとします。ただし会員が正しい連絡先を当社に申告していない等の理由により、当該通知が会員に到達しないときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 会員が除名処分を受けたときは、当社と当該会員との会員契約は除名処分と同時に終了します。

第11条（会員資格の喪失）

- 会員資格は、会員又は本クラブが本契約を解除したとき、又は下記の(1)号から(4)号の事由が生じることによって本クラブが契約を解除したときに喪失します。その場合、速やかに会員証を返還しなければなりません。この場合、本クラブは解約金の支払いや会費等の返還は致しません。
- 死亡したとき。
- 法人会員においては破産・民事再生等の申立があったとき、個人会員においては破産の申立があったとき。
- 前第10条により会社が本契約を解除したとき。
- 本クラブが解散した場合または本施設が閉店した場合。

- 前項の場合会員は、契約が解除された後は施設の利用等は一切なし得ないものとします。

第12条（会員証）

- 会社は会員に対して会員証を交付し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

- 会員は、本クラブへの入館・施設の利用及び本クラブが主催する行事等に参加する際は、会員証を提示しなければなりません。

- 会員証は記名式とします。

- 会員証については、記名された本人以外は使用することができません。又、譲渡・転貸することもできません。

- 会員は、会員証を紛失した場合には直ちに本クラブに対して届出並びに再発行の申請を行うものとし、この際所定の再発行手数料を負担するものとします。

- 会員資格を喪失した場合は、直ちに会員証を本クラブに返還しなければなりません。

第13条（施設の利用）

- 会員は、本クラブの営業時間内に本規約・細則及びその他会社が定める運営管理に関する事項に従い、本クラブ施設を所定の方法によりその料金を支払って利用できるものとします。但し、会社が特別行事或いは施設の改装・整備等を行う場合、施設の一部を廃止し又は利用を制限することができるものとします。
- 会員は、別途定める細則で規定する施設等を、所定の方法によりその料金を支払って利用することができます。
- 入会時の施設利用についての案内を遵守し施設利用をしていただきます。施設利用について係員から指示があった場合、その係員の指示に従うものとします。

第14条（退会）

- 会員は、自己の都合により、本契約を解除し退会することができます。
- 会員は、退会を希望する場合、当社所定の退会手続(以下「退会手続」といいます)を取るものとします。
- 退会手続の完了日と退会日との関係は以下に定めるとおりとし、退会日をもって会員契約が終了するものとします。

- 利用終了月の15日(本施設が休館日の場合は、前営業日)までに退会手続が完了した場合、退会日は、退会手続完了月の末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。
- 退会手続の完了が15日（本施設が休館日の場合は、翌営業日）以降になった場合、退会日は、退会手続完了月の翌月末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。
- 前項にもかかわらず、本施設の利用が月単位ではなく、期を単位とする場合は、別途定めるものとします。
- 会員は、本施設の利用の有無にかかわらず退会日までの会費を支払う必要があるものとします。また、退会に際しては、退会日までに未払いの登録料、利用料等その他一切の支払いを完了させるものとします。
- 会員が、当社に対して口頭、電話、電子メールその他の手段で退会の意思を伝えた場合といえども、当社所定の退会手続を終えない限り、退会とはみなされません。会員は、退会手続を適切に完了しない限り、会員契約が有効に継続し、会員が有する本施設の利用権や会費その他の支払義務が存続することを十分に認識するものとします。
- 会員本人が死去された場合、当該会員の親族またはこれに準ずる方で当社が認める方が、退会手続を完了させる必要があるものとし、当該退会手続については、本条の上記各規定が適用されるものとします。ただし会員本人が死去された月の末日をもって退会日とします。
- 入会時に在籍期間が定められたキャンペーンを適用した上で入会した場合、その期間内に退会する場合は、入会時に割引された諸費用を当クラブの定めの元に支払わなくてはならない場合があります。

第15条（休会）

- 会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、本人が休会希望前月の15日迄（休館日の場合は前営業日）に来店し所定の手続きを完了し、口座引き落としにて所定の休会費を支払うことにより休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の15日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となるため、翌月は休会とはならず、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。月の途中からは一切受け付けることはできません。
- 手続きは本人の来店による手続きとし、当社に対して口頭、電話、電子メールその他の手段で休会の意思を伝えた場合であっても本人の所定の手続き完了にて休会とさせていただきます。
- 休会届の提出は2か月分まで提出することができます。その後も休会の必要がある場合は再度各種届出の締め切り期限内に休会届を提出していただきます。
- 本来申請した期間の満了後は、自動的に元の会員種別に戻ることとなり、自動的に元会員種別の月会費が引き落とされます。たとえ本人に再度休会する意思があったとしても所定の手続きがなされない場合は自動的に翌月復会となります。
- 休会は、本人の申し出により休会月内に復会ができます。1ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、復会月の月会費は休会費との差額をお支払いいただきます。
- 本条規約は、休会制度がある店舗（成人）に限ります。

第16条（会員区分の変更）

- 会員区分を変更したいときは、所定の変更届を変更する前月の15日までに提出し、本クラブの承諾を得て、変更することができます。なお、電話、口頭による届出は無効とします。
- 会員区分の変更手続きは、変更手数料が必要となります。
- 会員区分変更は月初めからとなり、月の途中からは一切受け付けることができません。

第17条（ビジターの利用等）

- 会社は、会員の紹介に基づき、会員同伴で会員以外の者（以下「ビジター」という）に、会員の施設利用の妨げにならない範囲で本クラブの施設を利用させることを認めることができます。前段の承認をするに際し、会社は前第5条1項各号記載の条件を考慮しつつ自由裁量をもって判断することができるものとします。
- 当社が必要と認めた場合には、利用できる範囲を制限することがあります。
- ビジターは、本施設の利用に際し、当社が別に定める利用料等を支払わなければなりません。
- 同伴ビジターおよびビジターについても施設・サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則が適用されます。
- 会員は、会員の紹介したビジターが本クラブの施設利用に際して生じせしめた人的物的事故については、連帯してその責に任ずるものとします。

第18条（施設の休業・廃止・利用制限）

- 本クラブの営業時間及び休業日について、別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、一定期間をメンテナンス休館、施設点検日とする場合があります。また、会社は、諸般の事情により施設の営業時間及び休業日等を変更できるものとします。この場合、原則として1ヶ月以上前までに会員に告知するものとします。
- 天災地変・気象・災害・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、会社は施設の全部若しくは一部を廃止し、又はその利用を制限や臨時休館とすることができます。
- 施設の改造・改築・整備等を行う場合又は経営上必要があると認められた場合、会社は施設の全部若しくは一部を廃止し、又はその利用の制限や臨時休館とすることができます。この場合、休館日の連絡は原則として1ヶ月以上前までに掲示板により行います。
- 会社は、競技会、スクールその他の諸行事または本施設の管理上必要と認めた場合、会員による本施設の全部または一部の利用を制限または予約制とすることができます。
- 会社は、本施設の全部または一部を会員以外の第三者に利用させることがあります。
- 会社は、前第1項～第5項の他、本クラブ施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上休業することができます。この場合、休館の連絡は原則として1ヶ月以上前までに掲示板により行いますが、やむを得ない事情による臨時休館日については、この限りではありません。
- 前第1項から第5項の場合、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。会員は会社に対して損害賠償等一切の請求をできないものとします。

#### 第19条 (拾得物)

- お客様が本施設に忘れ物または落し物 (以下「拾得物」といいます) をされた場合、速やかにその旨を当社に問い合わせるものとします。
- 会社は、拾得物について、当社が1ヶ月の保管期間経過後に処分することができるものとします。また、会社は、腐敗等安全衛生上の問題があると判断する場合、当該保管期間に限らず拾得物を処分することができるものとします。
- 拾得物を拾得されたお客様は、当社に当該拾得物を引き渡したことをもって、当該拾得物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。

#### 第20条 (盗難および紛失)

- お客様は、本クラブが会員制クラブであるとしても、本施設が会員および会員以外の不特定多数の方が利用される施設であることを認識し、ご自身の持ち物が紛失や盗難事故にあわないよう適切に管理するものとします。
- お客様が本施設を利用する際に生じた紛失や盗難事故について、会社は、当社に故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。

#### 第21条 (会員等の賠償責任)

- 会員及びビジター (以下「会員等」という) は、自己の責任と危険負担において本クラブの施設を利用するものとします。
- お客様は、筋力トレーニング、ダンスその他のエクササイズ、スイミング、その他本施設における各種活動の中には、怪我、体調の急変およびそれに付随する重篤な体調不良または疾病の発生、用具の破損、床濡れによる転倒等、各種人的・物的事故またはそれらの危険を伴うメニュー、状況があることを認識するものとします。また、体調に不安のあるお客様、服薬・通院されているお客様は、ご自身で医師に相談・判断のうえ自己責任において運動を行うものとします。
- 会社は、前項のメニューの実施に際し、お客様が安全にお楽しみいただけるよう十分に配慮するものとします。
- お客様は、ご自身の体調や状況を踏まえて、自己や他のお客様の怪我、事故等を回避するよう注意するものとします。
- お客様は、当社スタッフや指導者から怪我、事故等の回避のための指示、要請を受けたときは、それに従うものとします。
- 会員等が本クラブの施設利用に際して生じせしめた人的物的事故については、会社は、会社に故意または過失がある場合を除き、一切損害賠償責任を負わないものとします。又、会員等は自己の責に帰すべき事由により本クラブ・会社あるいは第三者に損害を与えた場合には、その旨を会社に報告するものとし、かつ速やかにその損害を賠償する責に任ずるものとします。お客様同士の行為によって怪我、事故等が生じたときは、お客様同士の責任と費用においてこれを解決するものとします。
- 被害にあわれたお客様が、会社や被害を与えたお客様に対して損害の賠償を請求した場合といえども、当社や被害を与えたお客様について故意または過失が認められないときには、必ずしも補償が受けられるわけではないことを、また、その場合にお客様に発生した損害 (怪我の治療費や休業損害、後遺症等を含む) は、お客様自身が負担する必要があることを認識するものとし、お客様は、必要と認めるときは、自己の責任と負担で傷害保険に加入するなど、怪我、事故等についての補償を受けられる措置をとるものとします。会社は、お客様が損害保険に加入していないことに伴う一切の不利益について責任を負うものではありません。
- 法人会員の利用者が前6項により損害賠償責任を負うときは、法人も連帯してその責に任ずるものとします。

#### 第22条 (会社の賠償責任)

会員等が、本クラブの施設利用に際して被った人的物的事故については、会社に過失がある場合には、会社の行為と相当な因果関係のある範囲内で会社は一定の補償をするものとします。

#### 第23条 (届出内容の変更及び通知方法)

- 会員は、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合及びその他本クラブへの書類の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を書面にて会社に届けるものとします。この場合、届出の効力は、本クラブの変更事務処理終了により生じるものとします。
- 本規約に別途定めがある場合を除き、当社がお客様に対して行う告知およびご連絡は、原則として当社のウェブサイトおよび本施設での掲示によるものとし、お客様は、当社からの告知およびご連絡に留意するものとし、個々への連絡をいたしません。また、本施設におけるキャンペーンその他の告知内容を、

お客様がご認識されなかったことについて、会社は、何らの責任も負わないものとします。

- 前項にもかかわらず、会社は、告知およびご連絡の内容、性質に応じて、お客様への郵送、電子メール、本施設内での配布物の配布、口頭でのお声掛けなど当社がその都度判断する手段により、告知およびご連絡を行うものとします。また、当社からのご連絡を予め拒否されているお客様に対しても、会社は、必要と判断した重要なご連絡を行うことができるものとします。
- 当社からお客様への郵送または電子メールは、お客様が当社に申告した住所または連絡先、氏名、アドレス宛てに発信されるものとし、当該住所またはアドレス宛てて発信された書面または電子メールがお客様に到達しなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。

#### 第24条 (会員の契約解除)

- 会員が、本契約を解除しようとする場合は、第16条 (退会) に定める内容に則り退会手続きをするものとします。
- 入会希望者が、契約の申し込み(入会申し込み)を行い、本クラブが入会決定をし、入会希望者が本クラブの定める会員登録料及び所定の会費等を納入したときに本契約が締結となります。但し、入会申込用紙に記載された入会決定日から14日間を経過しても、本クラブの定める会員登録料及び所定の会費等の納入が本クラブにない場合は、契約の申し込みは失効するものとします。又、本クラブの定める会員登録料及び所定の会費等の納入後であっても、入会決定日から14日間を経過するまでは、無条件で書面により会員契約を解除することができるものとします。本クラブは、この場合受領した会員登録料・会費等全額を所定の手続きを経た上で返還します。但し、施設の利用がある場合および物品等の購入代金は対象になりません。

#### 第25条 (クラブの契約解除)

- 本クラブは、原則として1ヶ月前までに書面にて会員に契約解除を通知の上、会員との契約を解除することができるものとします。
- 本クラブ、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員契約を取り消すことができるものとします。この場合、会員は取り消しの通知日以降施設の利用は一切なし得ないものとします。
  - 第5条 (会員資格条件) に定める条件に反していることが判明した場合。
  - 入会手続きにおいて虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明した場合。
  - 入会手続きにおいて当社に申告した情報に不備や偽りがあり、それについて当社が会員による本施設の利用を不適當であると判断した場合。
  - 第9条 (禁止事項) に当てはまり、本クラブが契約取り消しに該当する事由であると判断した場合。
- 前項の取消しの効力は、将来に向かって効力を生じるものとします。

#### 第26条 (会費等の変更)

- 本クラブは、本契約に基づいて会員が納入すべき会費等を経済情勢の変動等の諸般の事情により変更することができます。
- 前項の場合、本クラブは原則として1ヶ月以上前までに告知・通知するものとします

#### 第27条 (個人情報保護方針)

- 本クラブ、会員の氏名、住所、生年月日、電話番号などのほか、適用関係情報 (会員種別、会費金額、入退会月日等) に加え、付帯情報として入会動機や健康チェック等を個人情報としてご提供いたしていますが、これらの個人情報については、以下の方針で取り扱います。

- 個人情報の保護に関する当社の「個人情報保護管理規定」により取扱うとともに個人情報保護法及び関係する法令等を遵守します。
- 会社は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対する問い合わせ並びに開示、訂正、削除を求められたときは、法令並びに個人情報保護管理規定に従い対応します。
- 次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に努めます。
  - 個人情報保護管理責任者の選任による責任の所在の明確化。
  - 個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤用等を防止するための厳重なセキュリティ対策
  - 安全な環境下で管理するための個人情報基本台帳へのアクセス制限の実施。
  - 個人情報の保護についての従業員教育の徹底。
- 本クラブ、個人情報の収集にあたり、入会希望者に対し収集目的を明らかにし、収集した個人情報は、利用目的の範囲のみで使用し、利用目的を遂行するために業務委託する場合等を除き、第三者に提供はいたしません。
- 利用目的の遂行のために業務を委託する場合、個人情報の取り扱いに関する委託先の適正な管理監督を行います。
- 本クラブ、当社の個人情報基本台帳に保管されている会員の個人情報をできる限り正確、安全、最新に保つため、会員からの請求により、速やかに訂正等を行います。
- 個人情報の取り扱い及び管理についてのお問い合わせは、下記記載の窓口で受け付けています。

株式会社ながでんウェルネス 総務課
TEL 026-238-6633

受付時間
月～金 10時～17時 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始等を除く)
- 本基本方針及び「個人情報保護管理規定」等は、法令等の制定改廃や情勢の変化により、適宜変更します。

2. 本クラブは、お客様から提供いただいた個人情報を、次の目的のために利用させていただきます。

- 運動指導業務及びトレーニング状況の把握
  - 各種サービスのご案内
  - ご本人かどうかの確認
  - 会費のお支払いに関する業務
  - 緊急時のご連絡
  - 入退会状況など営業状況の把握
3. 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意を頂戴いたします。

#### 第28条 (細則)

本クラブは、本規約に定めない事項及び業務運営上必要な事項を、別途細則やその他の運営規則によって定めるものとします。

#### 第29条 (附則)

- 本規約・前条の細則及びその他の運営規則の改正・変更等は、本クラブが必要に応じてこれを行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。
- 前項の改正・変更等を行う場合は、原則として1ヶ月以上前までにその内容を館内掲示により会員に通知し、変更後の規約・細則及びその他の運営規約を会員に交付します。
- 本規約は、令和3年1月1日から施行します。

#### 会員細則

#### 第1条 (会費等)

- 入会登録料及び会費は別途料金表に記載します。
- 会費及び各プライベートロッカー利用料金は、一括前納、または、会社が指定する方法とします。
- 会費の納入は、毎月26日に翌月分を会員指定の金融機関口座より自動引落しとします。
- 26日が土日祝日の場合は、翌金融機関営業日に自動引き落としとなります。

#### 第2条 (入館及び施設利用)

- 会員規約第17条に定めるビジターは、会員規約第5条の各条項に該当し、本クラブが承認した方とします。
- ビジターの入館及び施設の利用料金は別途料金表に記載します。
- 本細則第3条に定める利用料金に関しては、その都度別途料金をお支払いいただきます。

#### 第3条 (利用料金)

以下に掲げる施設等に関しては、別途料金をお支払いいただきます。

- プライベートロッカー利用料
- 各種レッスンで特に有料と定めたプログラムへの参加
- 特別イベント等
- 物品の購入
- 有料と定めたレンタル用品の利用
- クリニック・特別指導等
- その他有料と定めたもの

#### 第4条 (施設の利用の範囲)

- 会員は本クラブ内の全施設をご利用いただけます。但し、施設によっては予めご予約いただくか、あるいはご利用時間を制限させていただく場合があります。又、会員の飲酒・健康状態等によっては、本クラブの判断により施設の利用を制限させていただく場合があります。
- 感染症予防などの理由で、来館、利用方法などの制限をすることがあります。また、見学などの付き添い者においても、入館を制限する場合があります。

#### 第5条 (休館日)

- 本クラブには、施設の各施設で定められた定休日および、諸行事、施設の改造・改築・整備などの維持管理、研修、夏季休業、年末年始休業の為の休館日があります。日程、期間等については別途ご案内させていただきます。
- 前項の他、施設の管理上やむを得ない場合には休館日を設けます。この場合、休館日の連絡は原則として1ヶ月以上前までに掲示等により行いますが、やむを得ない事情による臨時休館については、この限りではありません。

#### 第6条 (営業時間の変更)

営業時間は、特別プログラム・イベント等その他の事情により変更する場合があります。この場合には、事前にご案内させていただきます。

#### 第7条 (入会手続き)

- 本クラブに入会を希望する方は、所定の申し込み手続きを行い、本クラブの承認を得た上で本クラブの定める会員登録料を納入しなければなりません。
- 本クラブに入会を希望する方の手続きは次のとおりとします。
  - 所定の入会申込書にご記入・ご捺印の上、本クラブにご提出下さい。
  - 銀行引き落としに必要な振替依頼書に全てご記入・ご捺印の上、本クラブにご提出ください。
  - 本クラブで入会資格審査を行い、会員登録料と利用開始日からの会費を会社に納入していただきます。
  - 会員資格は、前項の入金が確認できた日に取得し、この日を入会日とし会員証を発行致します。
  - 本クラブの施設利用については、入会申込書に記載の利用開始日以降となります。
- 会社はその自由な裁量により入会申込みを承認又は承認しないことができ、承認しない場合にその理由を示す必要はないものとします。

#### 第8条 (未成年者の取扱)

未成年者が入会を希望する場合は、親権者の同意がなければなりません。

#### 第9条 (会員の費用負担)

次に掲げる費用は会員の負担とさせていただきます。

- 会費等の会社への支払いに際して発生した銀行振込手数料 (口座振替手数料は除く)
- 会員証再発行手数料は、所定の金額を支払うものとします。
- 各種支払いに係わる消費税

#### 第11条 (附則)

- 本細則の改正・変更等は、会社が行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。
- 前項の改正・変更等を行う場合は、原則として1ヶ月以上前までにその内容を館内掲示により会員に通知し、変更後の細則及びその他の運営規則を会員に交付します。
- 本細則は令和3年1月1日から施行します。